

令和 8 年度

償却資産申告の手引

申告書提出期限 2月2日

～～～～お知らせ～～～～

- ◆ 申告期限は**2月2日（月）**ですが、期限間近になると窓口が混雑しますので、**1月16日（金）まで**にご提出くださいますようお願いいたします。
- ◆ 前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、「種類別明細書」は一緒に提出してください。
- ◆ 償却資産をお持ちでない場合や転出、廃業があった場合は、申告書の備考欄にその旨を記載して提出してください。
- ◆ 蒲郡市ホームページ「償却資産の固定資産税」のページもご利用ください。

「償却資産申告書」及び「種類別明細書」等も以下サイト内よりダウンロードできます。

<http://www.city.gamagori.lg.jp/unit/zeimu/syoukyakusisan.html>

検索 **蒲郡市 償却資産** と検索してください。

— 申告書の提出先及びお問い合わせ先 —

蒲郡市役所総務部税務課 償却資産担当

〒 443 - 8601 蒲郡市旭町 17 番 1 号

電話 (0533) 66 - 1114・1113 (直通)

FAX (0533) 66 - 1194

令和8年度 償却資産の申告について

I 償却資産とは

1 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することが出来る資産で、会社や個人の方が事業を営むために所有している構築物、機械、工具、器具、備品等の資産であり、土地・家屋と同じく所有されている所在地より固定資産税が課税されます。

ただし、営業権・特許権などのような無形固定資産、自動車税の課税対象となる自動車及び軽自動車税の課税対象となる軽自動車などは課税の対象とはなりません。また、所有者がその償却資産を事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。(リース資産)

該当するのは、おおむね次のような資産です。

2 償却資産の具体例

| 資産の種類 | | 内 容 |
|-------|-------------------|---|
| 第1種 | 構 築 物 (建物附属設備) | 駐車場の舗装、フェンス、外構、賃借人などの家屋所有者以外の方が施工した内外装、サイン工事、看板 等 |
| | | 建物附属設備 1 建物の所有者が取り付けた建物附属設備のうち、受変電設備、自家発電設備、特定の生産又は、業務用の設備 等 2 テナントの方が賃借している家屋に施工した内装、造作、建築設備(これらを特定附属建築設備といいます。) |
| 第2種 | 機械及び装置 | 印刷機、旋盤などの工作機械類、ブルドーザー、クレーンなどの建設機械類、物品の製造や食料品の加工設備、機械式駐車場設備 等 |
| 第3種 | 船 舶 | 漁船、モーターボート、ヨット、水上バイク 等 |
| 第4種 | 航 空 機 | 飛行機、ヘリコプター |
| 第5種 | 車両及び運搬具 | 大型特殊自動車に該当するブルドーザー、クレーン車、フォークリフト等 ※自動車や原動機付自転車のように自動車税や軽自動車税の対象となるもの(これらと同じ所有者が取り付けたカラーラジオ、カーナビゲーションシステム等を含みます)は対象外です。 |
| 第6種 | 工具・器具及び備品 | 工具類、複写機、パソコンなどの事務機器類、理・美容業用機器、レンタゲンなどの医療機器、応接セット、冷蔵庫、ルームエアコン、自動販売機 等 |

3 償却資産の主な業種別具体例

償却資産を業種別に例示しますと、次のとおりです。

| 業種 | 内訳 |
|---------------------|---|
| 各業種共通のもの | 駐車場設備、受変電設備、舗装路面、門、擋、外溝、看板(広告塔、ネオンサイン、案内板等)、外灯、中央監視制御装置、簡易間仕切、自動販売機、応接セット、キャビネット、ロッカー、レジスター、パソコン、プリンター、コピー機、LAN設備 等 |
| 農業 | ビニールハウス、給排水設備、井戸、耕運機、草刈機、果樹棚、農耕作業用自動車(自動車税・軽自動車税の対象となるものを除く) 等 |
| 漁業 | 漁船、船外機、網、魚群探知機、無線機、レーダー、クーラー、いけす 等 |
| 製造業 | 金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機 等 |
| 印刷業 | 製版機、印刷機、裁断機、スキャナー 等 |
| 建設業 | 発電機、ポンプ、ミキサー、フォークリフト等の大型特殊自動車 等 |
| 木工業 | 帶鋸、糸鋸、丸鋸、木工スライス盤、カンナ機、研磨盤 等 |
| 鉄工業 | 旋盤、ボール盤、スライス盤、研削盤、プレス機、溶接機、グラインダー 等 |
| 製パン・製菓業 | 釜、オーブン、ミキサー、あん練機、ビニール包装設備、厨房設備 等 |
| 卸売・小売業 | 陳列棚、陳列ケース、冷蔵庫、冷凍庫、放送設備、日よけ、包装機器 等 |
| 飲食業 | テーブル、イス、カウンター、厨房用品、自動食器洗浄器、冷蔵庫、冷凍庫、テレビ 等 |
| ホテル・旅館業 | テレビ、ベッド、カラオケセット、楽器、放送設備、プール、庭園、井戸 等 |
| 浴場業 | 温水器、濾過器、ボイラー、釜、ポンプ、井戸 等 |
| 娯楽業 | パチンコ台、ゲーム機、カラオケ機器、両替機、ゴルフ練習設備 等 |
| 理容・美容業 | 理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、タオル蒸器、サインポール 等 |
| クリーニング業 | 洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備 等 |
| 自動車整備業 ガソリン販売業 | プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、ジャッキ、照明設備、洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク 等 |
| 医・歯・薬局業 | 薬品戸棚、陳列ケース、ベッド、手術台、歯科診療用ユニット、キャビネット、分包機、X線装置、顕微鏡、心電計、消毒殺菌用機器、光学検査機器 等 |
| 不動産賃貸業 (アパート経営等) | 駐車場等の舗装、駐輪場、排水溝、フェンス、緑化設備、太陽光発電 等 |

4 償却資産の課税客体となる車両

大型特殊自動車はすべてが申告の対象となります。

(例) 豊橋○○○ ← この数字が 0、00~09、000~099
及び、9、90~99、900~999
この数字のものが大型特殊自動車です。

(1) 小型特殊自動車の規格 (道路運送車両法施行規則第2条別表第1より)

| | 長さ (m) | 幅 (m) | 高さ (m) | 最高速度 (km/h) | 原動機総排気量 (リットル) |
|------------|-----------|----------|-----------|----------------|-------------------|
| 農耕作業用自動車 | 制限無し | 制限無し | 制限無し | 35未満 | 制限無し |
| 上記以外の特殊自動車 | 4.70以下 | 1.70以下 | 2.80以下 | 15以下 | 制限無し |

※なお、上記の基準未満のものは小型特殊自動車に該当し軽自動車税の課税対象となりますので、償却資産の申告対象外となります。(各基準を一つでも超えれば申告対象です)

5 リース資産について

| リース契約の内容 | 資産を貸している人 | 資産を借りている人 |
|--|-------------|-------------|
| 【通常の賃借契約によるリース資産】 期間満了と同時に資産が回収される場合 | ○ (申告必要) | ✗ (申告不要) |
| 【実際の売買にあたるようなリース資産】 リース後に資産が使用者の所有物になるような場合 | ✗ (申告不要) | ○ (申告必要) |

※「所有権移転外ファイナンスリース」については、所得税・法人税における所得の計算上、売買取引として取り扱われることとなりましたが、償却資産の申告におきましては、これまでどおり所有者である貸貸人（リース会社）が申告する必要がありますので、ご注意ください。

加えて、ファイナンスリース取引にかかるリース資産について、取得価格が20万円未満である場合は、固定資産税（償却資産）の申告対象外となります。

6 建築設備における家屋と償却資産の区分

(1) 建物付属設備の家屋と償却資産の区分について

自己の所有家屋に取り付けた建物付属設備は、固定資産税の取扱い上、次により償却資産と家屋と区分して課税されます。

償却資産とするもの・・・ 単に移動を防止する程度に取りつけられたもの、又は独立した、機器としての性格の強いもの（例：受変電設備、ルームクーラー、機械式立体駐車場設備 等）

家屋とするもの・・・・ 家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体になっているもの
※ただし、借り受けた家屋に取り付けた場合は、課税されます。

(2) 家屋の賃借人が施工した内外装などの取扱い

賃借人などの家屋所有者以外の方が事業に用いるため、家屋に附加したもの（特定附帯設備といいます。）については、特定附帯設備を取り付けた方が償却資産の申告を行ってください。（地方税法第343条第10項）

【特定附帯設備 例】

内外装・・・内部の仕上げ、造作、建具、外壁の仕上げ等
附帯設備・・・電気、ガス、給排水、衛生、空調設備等の建築設備
(参考) 建築附属設備の家屋と償却資産の区分表

| 設備の種類 | 償却資産の申告対象となるもの | 家屋と設備等の所有関係 | | | |
|---------|------------------------|-------------|----|-------|----|
| | | 同じ場合 | | 異なる場合 | |
| | | 家屋 | 償却 | 家屋 | 償却 |
| 建築工事 | 床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式 | ○ | | | ◎ |
| 電気設備 | 発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備 | | ◎ | | ◎ |
| | 電灯コンセント設備、照明器具(屋外設備一式) | | ◎ | | ◎ |
| | 電灯コンセント設備、照明器具(屋内設備一式) | ○ | | | ◎ |
| | LAN設備 | | ◎ | | ◎ |
| | 電話機、交換機等 | | ◎ | | ◎ |
| | 監視カメラ、受像機(テレビ)、録画装置等 | | ◎ | | ◎ |
| | 避雷設備 | ○ | | | ◎ |
| 給排水衛生設備 | 給排水設備、高架水槽、受水槽、ポンプ等 | ○ | | | ◎ |
| | 給排水屋外設備、引込工事等 | | ◎ | | ◎ |
| | 電気温水器、湯沸し器 | | ◎ | | ◎ |
| | ユニットバス、床暖房設備等 | ○ | | | ◎ |
| | ガス設備 屋外設備、引込工事 | | ◎ | | ◎ |
| | ガス設備 屋内の配管等 | ○ | | | ◎ |
| | 衛生設備(洗面器、大小便器等) | ○ | | | ◎ |
| | 消火栓設備、スプリンクラー | ○ | | | ◎ |
| 空調設備 | ルームエアコン、パッケージエアコン | | ◎ | | ◎ |
| | ビルドイン空調、ダクト設備、配管等 | ○ | | | ◎ |
| その他設備 | 昇降機設備 | ○ | | | ◎ |
| | エアカーテン又はドア自動開閉設備 | ○ | | | ◎ |
| | 間仕切り | ○ | | | ◎ |

※ 間仕切りのうち、簡易なものは償却資産として取り扱います。

次のような特定の生産又は業務用設備については、上記の区分に関わらず、償却資産として課税されます。

- ・工場、倉庫等における動力源としてのボイラー、動力配線、発・変電設備等
- ・冷凍・冷蔵倉庫業、製氷業等の冷凍・冷蔵設備
- ・百貨店、旅館、飲食店、病院等における厨房設備及び洗濯設備等のサービス設備

7 法人税・所得税との比較

固定資産税（償却資産）と国税では取扱いが異なる点があります。

| 項目 | 固定資産税（償却資産）の取扱い | 国税の取扱い（法人税・所得税） |
|---|--------------------------------|---|
| 償却資産の期間 | 暦年（賦課期日制度） | 事業年度 |
| 減価償却の方法 | 一般の資産は旧定率法 | 一般の資産は定率法・旧定率法又は定額法・旧定額法の選択制度 |
| 前年中の新規取得資産 | 半年償却 | 月割償却 |
| 圧縮記帳の制度 | 認められません | 認められます |
| 特別償却・割増償却 | 認められません | 認められます（租税特別措置法） |
| 増加償却 | 認められます | 認められます（法人税法・所得税法） |
| 評価額の最低限度 | 取得価格の100分の5 | 1円（備忘価額） |
| 改良費 (資本的支出) | 区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分した評価） | 原則として区分評価 |
| 小額の減価償却資産 (使用可能期間が一年未満又は取得価格が10万円未満の資産) | 一時の損金又は必要な経費に参入したものは課税対象外（注1） | 一時の損金算入が可能又は必要な経費に算入するものとする（法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条） |
| 一括償却資産 (取得価格が20万円未満の減価償却資産) | 3年間で損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外（注2） | 3年間で損金又は必要な経費に算入が可能（法人税法施行令第133条の2又は所得税法施行令第139条） |
| 即時償却資産 (中小企業者等の方が租税特別措置法を適用して取得された10万円以上30万円未満の減価償却資産) | 課税対象になります（注3） | 取得価額に相当する金額を損金又は必要な経費に算入が可能（租税特別措置法第28条の2又は同法67条の5） |

（注1）法人は減価償却することもできますが、この場合は固定資産税（償却資産）の課税対象になりますので、耐用年数を記入のうえ申告してください。

（注2）法人又は個人の方は本来の耐用年数を用いて毎年減価償却することもできますが、この場合は固定資産税（償却資産）の課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。

（注3）中小企業者に該当する法人又は個人の青色申告者の方等が、平成15年4月1日から令和8年3月31日までの間に30万円未満の減価償却を取得された場合、その金額を損金又は必要な経費に参入することができます（平成18年4月1日以降は上限300万円まで）。ただし、取得価額が10万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産になります。

また、固定資産税（償却資産）上は、この規定により損金又は必要な経費に算入された減価償却については課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえご申告ください。

II 償却資産の申告について

1 申告しなければならない方

個人や法人で事業を営んでいる方や駐車場・アパートなどを貸し付けている方で、その事業に用いることができる土地・家屋以外の事業用資産（償却資産）を毎年1月1日現在蒲郡市に所有している方です。また、前年中に事業廃止等により、申告すべき資産がなくなった場合についても、資産の除去等した旨の申告をお願いします。

2 提出していただく書類

【本市申告書で申告される場合】

同封しました「償却資産申告書」及び「種類別明細書」を次の注意事項にしたがって作成してください。

| 書類名 | 注意事項 |
|---------|--|
| 償却資産申告書 | 氏名欄が印字されている場合でも必ずフリガナを記入してください。 |
| 種類別明細書 | <p>1. 資産内容が印字されている場合 令和7年度までに申告されている資産が、すべて印字されています。 前年中に異動があった資産を加除修正してください。 前年中に異動がない場合でも提出してください。</p> <p>2. 資産内容が印字されていない場合 令和8年1月1日現在に所有しているすべての資産を記入してください。</p> |

償却資産申告書は1枚目（提出用）、種類別明細は1枚目（提出用）2枚目（入力用）を提出してください。

申告書の控（2枚目）を提出していただくと受付印を押してお返ししますのでご持参ください。

【電算処理による独自様式又はeLTAX（電子申告）により申告される場合】

電算処理による独自様式又はeLTAX（電子申告）により申告される場合は、毎年度すべての資産を種類別明細書にて申告してください。また、償却資産申告書、種類別明細書とも評価額の欄を必ず記入してください。

※注意事項

- (1) 決算期以降、賦課期日（1月1日）現在までの間に取得した資産について、申告もれのないようにしてください。なお、台帳等が未整理のため令和8年2月2日までに申告できなかった資産については、台帳等の整理がつき次第、必ず修正・追加の申告をしてください。
- (2) 該当のない場合、又は解散、廃業、休業、転出等の場合でも申告は必要です。申告書の「18備考」欄にその旨を記入のうえ申告してください。
- (3) 郵送される方で、控に受付印を必要とされる方は、返信用封筒（切手貼付）を同封して下さい。
- (4) 全資産申告（エルタックス・電算処理による独自様式）による申告の場合、翌年度の申告案内送付の際、申告書及び明細書を送付しません。種類別明細書の送付をご希望の場合は、申告書の「18備考」欄に「明細書送付希望」とご記入ください。その際は一般申告として取り扱います。

3 申告しなければならない資産

令和8年1月1日現在において、事業用に用いているもの及び事業の用に供することができる資産です。次に掲げる資産も申告が必要になります。

- ① 企業会計上簿外資産として取扱われている資産
- ② 建設仮勘定で経理されている資産
- ③ 耐用年数を経過した償却済資産
- ④ 遊休資産、未稼動資産
- ⑤ 道路運送車両法上の大型特殊自動車等資産（自動車税・軽自動車税の課税対象車両は除く）※詳しくはI-4「償却資産の課税客体となる車両」を参考にしてください。
- ⑥ 傷却資産の価値を増加させるための改良費
- ⑦ 取得価額が20万円未満の資産であっても税務会計上固定資産勘定に資産計上されている資産（ただし、①耐用年数が1年未満のもの ②取得価額が10万円未満で税務会計上、一時に損金又は必要な経費に算入されたもの ③取得価額が20万円未満で、事業年度ごとに一括して3年間で償却し、一括して損金又は必要な経費に算入されたもの ④取得価額が20万円未満で、売買扱いとするファイナンスリースのものは、償却資産の申告対象にはなりません）
- ⑧ 取得価額が30万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の適用により即時償却した資産
- ※ 消費税の取扱いについては、税込処理をしている場合は税込価格を、税抜処理をしている場合は税抜価格をそれぞれ取得価額として申告してください。
- ※ 平成19年度税制改正で、法人所得税の償却資産については残存価額・償却可能限度額の廃止となりましたが、固定資産税の償却資産については現行の評価方法が維持されます。

4 申告の対象にはならない資産

次のような資産は課税の対象にはなりませんので、申告の必要はありません。

- ① 無形固定資産（特許権、商標権、営業権、ソフトウェア等）
- ② 生物（ただし、観賞用、興行用およびこれらに準ずることに用いるものは申告の対象になります。）
- ③ 繰延資産（開業費、開発費等）や棚卸資産（商品、貯蔵品等）
- ④ 法人税法第64条の2第1項、所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産（ファイナンスリース取引に係るリース資産）で取得価額が20万円未満のもの
※平成20年4月1日以後に契約を締結したもの
- ⑤ 耐用年数が1年未満の資産（即時償却を除く。）
- ⑥ 個人の方が取得した10万円未満の資産

III その他の事項

1 免税点

償却資産の課税標準となるべき合計額が150万円未満の場合は、課税されません。ただし、申告は必要ですので申告額の多少にかかわらず必ず申告書を提出してください。

2 税額

課税標準額 × 1.4%

3 納期限

| 第1期 | 第2期 | 第3期 | 第4期 |
|-------|-------|--------|--------|
| 5月31日 | 7月31日 | 12月31日 | 翌年2月末日 |

※ 納期限が金融機関の休業日にあたるときは翌営業日になります。

4 閲覧

所有者、納税管理人及び代理人等の方は、市役所税務課において、償却資産課税台帳に登録された価格等を閲覧できます。閲覧は、価格等を償却資産課税台帳に登録した旨を公示した日から可能となります。

5 申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく、申告されなかった場合には、地方税法第386条の規定により過料を科せられることがあるほか、同法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収することがありますので、期限までに必ず申告してください。また、虚偽の申告をされると、同法第385条の規定により罰金等を科せられることがあります。

なお、申告をされない場合は、実地調査等に基づき課税を行う場合があります。

6 実地調査及び国税資料等の閲覧について

地方税法第354条の2の規定により、市町村長は固定資産税の賦課徴収のため、国税関係資料の閲覧等を行うことが認められています。閲覧した書類の内容と、申告内容に差異が見受けられた場合は、個別に減価償却資産明細書（固定資産台帳）の写しの提出をお願いしたり、償却資産の調査に伺うことがありますのでご協力をお願いします。

また、それらに伴って修正申告をお願いすることがありますが、その場合の課税に際しては、現年度分だけではなく、資産を取得した年の翌年度分まで遡及（最大5年度）することができますので、注意のうえご承知おきください。

IV 記載例

1 申告書の記載例

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| 4 事業種目、資本金または出資金等の金額を記載してください。 | | 5 事業を開始した年月又は法人設立年月を記載してください。 | | 6 この申告について直接応答される方の系名、氏名及び電話番号を記載してください。 | |
| 受付印 | | 令和8年度 償却資産申告書(償却資産課税台帳) | | 7 経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。 | |
| 令和8年 滋賀県市長 殿 | | 1234567 | | ※所有者コード | |
| 所 1 住所 又は新規通 知書送付先 有 | | 443-3601 あいちけんがまごおり（あさひまち 滋賀県蒲郡市旭町17番1号 ）電話 0533-66-1114 | | 8 法人税法又は所得税法の規定により、 法人税法による承認を受けて耐用年数の短 縮を実行している資産の有無について該 当する方を○で囲んでください。 なお、「有」の場合は「耐用年数の短縮 承認通知書」の写しを添付してください。 | |
| 2 氏名 〔法人につなが る者の名称及び その名前及び姓 名〕 | | 5 事業開始年月 平成 9 年 3 月 6 この申告に添當する者及び氏名 〔業者の氏名〕 | | 9 法人税法又は所得税法の規定により、 税 務署長に増加償却の届け出を行っている 資産の有無について該当する方を○で 囲んでください。 なお、「増 加償却届出書」の写しを添付してく ださい。 | |
| 3 個人番号又 は法人番号 〔業者の番号〕 | | 4 事業種類 〔業者の種類〕 | | 10 非課税相当資産 〔定期預金等〕 | |
| 5 事業開始年月 平成 9 年 3 月 6 この申告に添當する者及び氏名 〔業者の氏名〕 | | 7 認理士等の氏名 森洋 様 本件電話 0533-66-1113 | | 11 特別償却又は圧縮償 却の特例 〔定期預金等〕 | |
| 8 短縮耐用年数の承認 〔定期預金等〕 | | 9 増加償却の届出 〔定期預金等〕 | | 12 特別償却又は圧縮償 却の特例 〔定期預金等〕 | |
| 10 非課税相当資産 〔定期預金等〕 | | 11 特別償却又は圧縮償 却の特例 〔定期預金等〕 | | 13 税務会計上の償却方法 〔定期預金等〕 | |
| 14 傷却方法 〔定期預金等〕 | | 15 前年中に減少した 額 〔定期預金等〕 | | 16 傷却方法 〔定期預金等〕 | |
| 1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び運搬 6 工具、器具及び 備品 7 合計 | | 1 1,350,000 2 5,400,000 3 1,200,000 4 550,000 5 1,220,000 6 8,520,000 | | 1 11,000,000 2 15,200,000 3 360,000 4 1,560,000 5 11,360,000 6 18,130,000 | |
| 資産の種類 | | 取 得 額 | | 前年中に減少した 額 〔定期預金等〕 | |
| 1 構築物 | | 1,350,000 | | 15 市内における 事業所等資産 の所在地 ① ② ③ | |
| 2 機械及び装置 | | 5,400,000 | | 1,350,000 | |
| 3 船舶 | | 1,200,000 | | 15,200,000 | |
| 4 航空機 | | 550,000 | | 360,000 | |
| 5 車両及び運搬 | | 1,220,000 | | 1,560,000 | |
| 6 工具、器具及び 備品 | | 8,520,000 | | 11,360,000 | |
| 7 合計 | | 8,520,000 | | 18,130,000 | |
| 資産の種類 | | 評価額 (円) | | 決定期格 (円) | |
| 1 構築物 | | 1,350,000 | | 1,350,000 | |
| 2 機械及び装置 | | 5,400,000 | | 5,400,000 | |
| 3 船舶 | | 1,200,000 | | 1,200,000 | |
| 4 航空機 | | 550,000 | | 550,000 | |
| 5 車両及び運搬 | | 1,220,000 | | 1,220,000 | |
| 6 工具、器具及び 備品 | | 8,520,000 | | 8,520,000 | |
| 7 合計 | | 8,520,000 | | 8,520,000 | |
| 資産の種類 | | 評価額 (円) | | 課税標準額 (円) | |
| 1 構築物 | | 1,350,000 | | 1,350,000 | |
| 2 機械及び装置 | | 5,400,000 | | 5,400,000 | |
| 3 船舶 | | 1,200,000 | | 1,200,000 | |
| 4 航空機 | | 550,000 | | 550,000 | |
| 5 車両及び運搬 | | 1,220,000 | | 1,220,000 | |
| 6 工具、器具及び 備品 | | 8,520,000 | | 8,520,000 | |
| 7 合計 | | 8,520,000 | | 8,520,000 | |
| 記載する必要はありません。 ただし、電算処理による全資產申 告をされる場合は、評価額欄のご 記入をお願いします。 | | | | | |
| 資産の異動等について1～4に該当する番号を○で囲んでください。 また以下の事項があれば記載してください。 ①「耐用年数の短縮承認通知書」の写し等、添付書類の名称 ②非課税に該当する資産を所有している場合は、その適用条件 ③前年中に所有者の住所、氏名又は名称等に移動があった場合、その異動年月日及び 旧住所、旧氏名又は旧名跡等 ④納税代理人を定めていた場合は、その者の住所及び ⑤その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となるべき事項 | | | | | |
| 15 市内における事業所等資産の所在地にこいて記 載してください。 ただし、事業所等資産の所在地が「か所」でその所 在地が「11住所」（又は納税通知書送付先）と同じ場 合は記載の必要ありません。 | | | | | |
| 16 借用（リース）資産の有無について、該当する方を ○で囲んでください。有の場合は、資産の名称、貸主 の名前等を提出用のみに記載してください。 | | | | | |
| 17 事業所用家屋の所有区分について、該 当する方を○で囲んでください。 | | | | | |

資産の増加・減少の方は、この記載の種類によってください。

3 明細書の記載例(増加分)

別表1 おもな償却資産とその耐用年数

| 資産の種類 | 細 目 | | 耐用年数 | 細 目 | | 耐用年数 | 細 目 | | 耐用年数 |
|---|----------------------------------|------------------------------------|-------|------------------------------------|----------------------------------|-------------------------------|----------------------|--------------------------|------|
| 1 構築物及び建物附属設備 | 舗装路面 舗装道路 | アスファルト舗装 | 10 | 打ち込み井戸 | 10 | 広告用のもの | 金属製 | 20 | |
| | | 石・砂利道 | 15 | 緑化施設 | 7 | その他のもの | 金属製 | 10 | |
| | | コンクリート舗装 | 15 | その他もの | 20 | 農業用ハウス | 金属製 | 14 | |
| | | ピューマルス舗装 | 3 | 庭園 | 20 | その他もの | 金属製 | 8 | |
| | | コンクリート・ブロック製 | 15 | 簡易建物 | 木製主要柱が10cm角以下のもの | 10 | 飼育場 | 木造 | 7 |
| | 石 鉄筋 土 金 属 製 物 | 石 鉄筋 土 金 属 製 物 | 35 | | 掘立造及び仮設 | 7 | | 金属造 | 15 |
| | | コンクリート製 | 30 | | 光ファイバー製 | 10 | | 鉄筋コンクリート造 | 30 |
| | | コンクリート製 | 20 | | その他もの | 13 | | コンクリート造 | 30 |
| | 放送・無線用 鉄塔及び鉄柱 | 円筒空中線式 | 30 | ガードレール | 10 | | 鉄製 | 50 | |
| | | その他もの | 40 | 街路 | 10 | | 鋼製 | 25 | |
| | | アンテナ | 10 | 灯 | 10 | ※汚水煤煙処理施設は別基準 | | | |
| | 建物附属設備 | 蓄電池電源設備 | 6 | 荷役用昇降施設(エレベーター) | | 17 | アーケード・日よけ設備 | 金属製 | 15 |
| | | その他のもの | 15 | 消火栓・火災報知設備 | | 8 | | その他のもの | 8 |
| | 給排水・衛生・ガス設備 冷暖房設備(22kw以下のもの) | 給排水・衛生・ガス設備 | 15 | 可動間仕切り | 簡易なもの | 3 | 自動ドア・エーカーテン開閉設備 | | 12 |
| | | 冷暖房設備(22kw以下のもの) | 13 | | その他もの | 15 | 店用簡易装備 | | 3 |
| 2 機械及び装置 | 食料品製造業用設備 | | | なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備 | 9 | 通信業用設備 | 通信業用設備 | 9 | |
| | 用織維設備工業 | 炭素織維 製造設備 | 黒鉛化炉 | 3 | 窯業又は土石製品製造業用設備 | 9 | 放送業用設備 | 放送業用設備 | 6 |
| | | | その他設備 | 7 | 表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備 | 5 | 倉庫業用設備 | 倉庫業用設備 | 12 |
| | | その他の設備 | 7 | 純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、鉄素形材又は鉄管製造業用設備 | 9 | 運輸に附帯するサービス業用設備 | 運輸に附帯するサービス業用設備 | 10 | |
| | 木材又は木製品(家具を除く。)製造業用設備 | | | その他の設備 | 14 | 飲食料品卸売業用設備 | 飲食料品卸売業用設備 | 10 | |
| | 連印業刷用業設又備は印 刷関 | デジタル印刷システム設備 | 4 | 非鉄金属製造業用設備 | 核燃料物質加工設備 | 11 | 建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用設備 | 石油又は液化石油ガス卸売用設備(貯そうを除く。) | 13 |
| | | 製本業用設備 | 7 | その他の設備 | 7 | その他の設備 | その他の設備 | 8 | |
| | | 新聞業用信 設備 | 3 | 金属製品製造業用設備 | 金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備 | 6 | 飲食料品小売業用設備 | | 9 |
| | | その他の設備 | 10 | その他の設備 | 10 | 業その他 の設 備の 小 売 | ガソリン又は液化石油ガスタンク設備 | ガソリン又は液化石油ガスタンク設備 | 8 |
| | | その他の設備 | 10 | 電気機械器具製造業用設備 | 7 | その他の設備 | 主として金属製のもの | 主として金属製のもの | 17 |
| | 化学工業用設備 | 臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備 | 5 | 輸送用機械器具製造業用設備 | 9 | その他の設備 | その他の設備 | その他のもの | 8 |
| | | 塩化りん製造設備 | 4 | その他の製造業用設備 | 9 | 宿泊業用設備 | 宿泊業用設備 | 10 | |
| | | 活性炭製造設備 | 5 | 農業用設備 | 7 | 飲食店用設備 | 飲食店用設備 | 8 | |
| | | ゼラチン又はにかわ製造設備 | 5 | 林業用設備 | 5 | 洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備 | 洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備 | 13 | |
| | | 半導体用フォトマスク製造設備 | 5 | 水産養殖業用設備 | 5 | 自動車整備業用設備 | 自動車整備業用設備 | 15 | |
| | | フラットパネル用カラーフィルター、偏光板又は偏光板用フィルム製造設備 | 5 | 総合工事業用設備 | 6 | 前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらぬいもの | 機械式駐車設備 | 機械式駐車設備 | 10 |
| | | その他の設備 | 8 | 電気業用設備 | 送電又は電気事業用変電若しくは配電設備 | 需要者用計器 | その他の設備 | 主として金属製のもの | 17 |
| | | プラスチック製品製造業用設備 | 8 | 柱上変圧器 | 15 | その他の設備 | その他の設備 | その他のもの | 8 |
| | | ゴム製品製造業用設備 | 9 | その他 | 22 | その他の設備 | その他の設備 | その他のもの | |
| 3 船舶 | 鋼船 | 漁業船・砂利採取船 | 7 | 木船 | とう載漁船 | 4 | モーターボート及びとう載漁船 | モーターボート及びとう載漁船 | 4 |
| | | その他のもの | 8~12 | その他 | その他のもの | 5~8 | その他のもの | その他のもの | 5 |
| 4 航空機 | 飛行機 | | 5~10 | ヘリコプター・グライダー | 5 | その他のもの | その他のもの | その他のもの | 5 |
| 5 車両及び運搬具 | フオーリフト | | 4 | 台車 | 金属製のもの | 7 | その他のもの | 自走能力を有するもの | 7 |
| | | | | その他 | その他のもの | 4 | その他のもの | その他のもの | 4 |
| ※自動車税や軽自動車税が課税されるものは固定資産税の課税対象になりませんが、大型特殊自動車(0・00~09・000~099・9・90~99・900~999ナンバー)は課税の対象になりますので、申告してください。 | | | | | | | | | |
| 6 工具器具及び備品 | 工具 | 金型(金属加工用) | 2 | 金属製柱・カッペ | 3 | 治具・取付工具 | 治具・取付工具 | 3 | |
| | ロール(金属圧延用) | 4 | 切削工具 | 2 | 測定工具・検査工具 | 測定工具・検査工具 | 5 | | |
| | 器具 及び 備品 | 事務机・椅子・キヤビネット | 15 | 磨削機器・タブレーター | 印刷業用 | 3 | 氷冷蔵庫・冷蔵ストッカー | 氷冷蔵庫・冷蔵ストッカー | 4 |
| | | 接客業用のもの | 8 | 電子計算機 | サーバー用を除くパソコン | 5 | 自動販売機・自動両替機 | 自動販売機・自動両替機 | 5 |
| | | その他もの | 8 | その他のもの | 5 | 金庫 | 手提げ金庫 | 手提げ金庫 | 5 |
| | 陳列棚・ケース | 冷蔵機付き | 6 | プリンター・コピー機・ファクシミリ | 5 | 理容・美容機器 | 理容・美容機器 | 5 | |
| | | その他のもの | 8 | レジスター・タイムレコーダー | 5 | パチンコ機器等 | パチンコ機器等 | 2 | |
| | | テレビ・ステレオ等音響機器 | 5 | インターホン・放送用設備等 | 6 | 娯楽・スポーツ器具 | 娯楽・スポーツ器具 | 3 | |
| | 電気冷蔵庫・洗濯機 | 冷暖房用機器(ルームエアコン等) | 6 | 電話設備・通信機器 | デジタルボタン交換設備等 | 6 | テレビゲーム等 | テレビゲーム等 | 5 |
| | | その他電気・ガス機器 | 6 | その他のもの | 10 | 厨房用品 | 厨房用品 | 2 | |
| | | カーテン・寝具等織維製品 | 3 | カメラ・映写機・ビデオカメラ | 5 | 陶磁器・ガラス製 | 陶磁器・ガラス製 | 5 | |
| | じゅうたん等 | 小売接客用 | 3 | 写真作成機器 | 8 | 消毒殺菌用機器 | 消毒殺菌用機器 | 4 | |
| | 床用敷物 | その他 | 6 | 広告器具 | 簡易看板 | 3 | 医療機器 | 医療機器 | 5 |
| | 室内装飾品 | 金属製のもの | 15 | ネオンサイン | 3 | 手術機器 | 手術機器 | 6 | |
| | | その他もの | 8 | 金属製のもの | 10 | 調剤機器 | 調剤機器 | 6 | |
| | | | | その他もの | 5 | 生物 | 生物 | 2 | |
| | | | | | | 楽器 | 楽器 | 5 | |

別表2 減価残存率表

| 耐用年数 | 減価残存率 | | 耐用年数 | 減価残存率 | | 耐用年数 | 減価残存率 | |
|------|-----------------|-----------------|------|-----------------|-----------------|------|-----------------|-----------------|
| | 前年中(A) 取得のもの | 前年前(B) 取得のもの | | 前年中(A) 取得のもの | 前年前(B) 取得のもの | | 前年中(A) 取得のもの | 前年前(B) 取得のもの |
| 2 | 0.658 | 0.316 | 35 | 0.968 | 0.936 | 68 | 0.983 | 0.967 |
| 3 | 0.732 | 0.464 | 36 | 0.969 | 0.938 | 69 | 0.983 | 0.967 |
| 4 | 0.781 | 0.562 | 37 | 0.970 | 0.940 | 70 | 0.984 | 0.968 |
| 5 | 0.815 | 0.631 | 38 | 0.970 | 0.941 | 71 | 0.984 | 0.968 |
| 6 | 0.840 | 0.681 | 39 | 0.971 | 0.943 | 72 | 0.984 | 0.968 |
| 7 | 0.860 | 0.720 | 40 | 0.972 | 0.944 | 73 | 0.984 | 0.969 |
| 8 | 0.875 | 0.750 | 41 | 0.972 | 0.945 | 74 | 0.984 | 0.969 |
| 9 | 0.887 | 0.774 | 42 | 0.973 | 0.947 | 75 | 0.985 | 0.970 |
| 10 | 0.897 | 0.794 | 43 | 0.974 | 0.948 | 76 | 0.985 | 0.970 |
| 11 | 0.905 | 0.811 | 44 | 0.974 | 0.949 | 77 | 0.985 | 0.970 |
| 12 | 0.912 | 0.825 | 45 | 0.975 | 0.950 | 78 | 0.985 | 0.971 |
| 13 | 0.919 | 0.838 | 46 | 0.975 | 0.951 | 79 | 0.985 | 0.971 |
| 14 | 0.924 | 0.848 | 47 | 0.976 | 0.952 | 80 | 0.986 | 0.972 |
| 15 | 0.929 | 0.858 | 48 | 0.976 | 0.953 | 81 | 0.986 | 0.972 |
| 16 | 0.933 | 0.866 | 49 | 0.977 | 0.954 | 82 | 0.986 | 0.972 |
| 17 | 0.936 | 0.873 | 50 | 0.977 | 0.955 | 83 | 0.986 | 0.973 |
| 18 | 0.940 | 0.880 | 51 | 0.978 | 0.956 | 84 | 0.986 | 0.973 |
| 19 | 0.943 | 0.886 | 52 | 0.978 | 0.957 | 85 | 0.987 | 0.974 |
| 20 | 0.945 | 0.891 | 53 | 0.978 | 0.957 | 86 | 0.987 | 0.974 |
| 21 | 0.948 | 0.896 | 54 | 0.979 | 0.958 | 87 | 0.987 | 0.974 |
| 22 | 0.950 | 0.901 | 55 | 0.979 | 0.959 | 88 | 0.987 | 0.974 |
| 23 | 0.952 | 0.905 | 56 | 0.980 | 0.960 | 89 | 0.987 | 0.974 |
| 24 | 0.954 | 0.908 | 57 | 0.980 | 0.960 | 90 | 0.987 | 0.975 |
| 25 | 0.956 | 0.912 | 58 | 0.980 | 0.961 | 91 | 0.987 | 0.975 |
| 26 | 0.957 | 0.915 | 59 | 0.981 | 0.962 | 92 | 0.987 | 0.975 |
| 27 | 0.959 | 0.918 | 60 | 0.981 | 0.962 | 93 | 0.987 | 0.975 |
| 28 | 0.960 | 0.921 | 61 | 0.981 | 0.963 | 94 | 0.988 | 0.976 |
| 29 | 0.962 | 0.924 | 62 | 0.982 | 0.964 | 95 | 0.988 | 0.976 |
| 30 | 0.963 | 0.926 | 63 | 0.982 | 0.964 | 96 | 0.988 | 0.976 |
| 31 | 0.964 | 0.928 | 64 | 0.982 | 0.965 | 97 | 0.988 | 0.977 |
| 32 | 0.965 | 0.931 | 65 | 0.982 | 0.965 | 98 | 0.988 | 0.977 |
| 33 | 0.966 | 0.933 | 66 | 0.983 | 0.966 | 99 | 0.988 | 0.977 |
| 34 | 0.967 | 0.934 | 67 | 0.983 | 0.966 | 100 | 0.988 | 0.977 |

【課税標準の特例の対象となる償却資産の例】(一部抜粋)

| 特例対象資産 | 根拠規定 | | 特例率 | 添付書類 |
|--|---------------------|-----|---|--|
| | 条 | 項号 | | |
| ガス事業用資産 | 地方税法 第349条の3 | 第2項 | 最初の5年間 1/3 次の5年間 2/3 | |
| 内航船舶 | | 第5項 | 1/2 | ・船舶原簿、仕様書の写し |
| 中小事業者等が先端設備等導入計画の認定後に導入計画に基づき取得した機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備 | 旧地方税法附則 第15条第44項 | | 【旧制度】令和7年3月末まで3年間の課税標準を1/2とする賃上げ方針を表明の場合、賃上率1.5%以上で令和6年4月1日から取得のものに限り、4年間の課税標準を1/3とする | ・先端設備導入計画の写し ・先端設備導入計画に係る認定書の写し ・先端設備等に係る投資計画に関する確認書の写し（認定経営革新等支援機関確認書） ・（賃上げ方針を表明する場合）従業員へ賃上げ方針を表明したことと証する書面 |
| | 地方税法附則 第15条第43項 | | 【新制度】令和7年4月から賃上げ方針を表明の場合、賃上率1.5%以上で3年間の課税標準を1/2とする 賃上率3.0%以上で5年間の課税標準を1/4とする | ・（リース契約の場合）リース契約見積書及びリース事業協会が確認した固定資産税額減額計算書の写し |

固定資産税課税標準特例適用申告書

令和 年 月 日

蒲郡市長殿

(申告者) 住 所 _____

氏名又は名称 _____

地方税法（第349条の3第 項・附則第15条第 項・附則第64条）の規定による固定資産税の課税標準の特例の適用を受ける資産は、次のとおりです。

【償却資産】

| 種類 | 名称等 | 数量 | 取得年月日 | 取得価額 |
|-------|-----|----|-------|------|
| | | | | 円 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 資産所在地 | 蒲郡市 | | | |
| 添付書類 | | | | |

固定資産税非課税適用申告書

令和 年 月 日

蒲郡市長殿

(申告者) 住 所

氏名又は名称

地方税法（第348条第2項第号）の規定による固定資産税の非課税の適用を受ける償却資産は次のとおりです。

